

銀聯カード取扱加盟店特約

(目的)

本特約は、中国銀聯カードによる信用販売に関して、加盟店規約の定めと異なる事項につき定めるものです。加盟店は、中国銀聯カードによる信用販売に関しては、加盟店規約の定めにかかわらず、本特約に従うものとし、本特約に定めのない事項については、加盟店規約に従うものとします。なお、本特約は、加盟店規約に付帯するものです。

(定義)

本特約における用語の意味は、次のとおりとします。

- (1)「中国銀聯カード」(以下「銀聯カード」という)とは、中国銀聯股份有限公司所定の標識(以下「銀聯ロゴ」という)を伴うクレジットカード及びキャッシュカードをいいます。
- (2)「加盟店規約」(以下「原規約」という)とは、加盟店がTS CUBIC加盟店として承認する、カードによる信用販売の取扱いに関する取り決め(加盟申込日以降現在までの変更内容を含む)をいいます。
- (3)その他、本特約における用語の意味は、原規約に定めるとおりとします。

(加盟店標識等)

加盟店は、銀聯カードによる信用販売を行う店舗の見易いところに、当社所定の銀聯ロゴ及び「銀聯ヘルプデスク」電話番号を掲示するものとします。

(信用販売の種類)

加盟店が取り扱うことのできる銀聯カードによる信用販売の種類は1回払い販売のみとし、その決済通貨は日本円のみとします。

(信用販売の方法)

加盟店は、銀聯カード会員が銀聯カードを提示して信用販売を要求した場合、以下のとおり取り扱うものとします。

- (1)その全件について、銀聯カード上に銀聯ロゴのあること、銀聯カード裏面署名欄に署名のあること、銀聯カード上に顔写真のある場合は顔写真が銀聯カード提示者の顔写真であることを確認の上、CAT(クレジット・オーソリゼーション・ターミナル)等当社が認めた端末機(以下「端末機」という)を使用して銀聯カード提示者に暗証番号の入力を求め、当社に信用販売の承認をを求めるものとします。
- (2)前号の手続きの結果、信用販売の承認を得て、承認番号の記載された売上票が印刷された後、売上票に印刷された銀聯カード番号と銀聯カード上の銀聯カード番号とで桁数と対応部分の数値の一致を確認し、売上票に銀聯カード提示者の署名を徴求して銀聯カード裏面署名欄の署名と照合・確認した上で、売上票の控えを銀聯カード提示者に交付するものとします。
- (3)加盟店は、何らかの理由(故障、電話回線障害等)で端末機が使用できない場合、銀聯カードによる信用販売を一切行うことができないものとします。この場合、加盟店が信用販売を行うことができなかったことにつき当社は加盟店に対して一切責任を負わないことを、加盟店はあらかじめ承諾するものとします。

(信用販売の返品)

加盟店は、銀聯カードによる信用販売の返品(返金)については、現金販売の返品(返金)と同等の基準で、これに応じるとします。なお、返品(返金)に応じない、あるいは同価値の商品提供をもって返品(返金)に代えることとする場合は、銀聯カードによる信用販売を行う店舗の見易いところに、その旨の通知を掲示するものとします。

(信用販売額の制限)

原規約の「(信用販売額の制限)」に関する定めは、これを適用しないものとします。

(売上票の取扱い)

加盟店は、銀聯カードによる信用販売を行った場合には、当社所定の方法に基づき売上票の提出または保管を行うものとします。

(契約の解除)

加盟店が、原規約に定めるものの外、下記事項に該当する場合、当社は、加盟店に対し無催告で、直ちに本特約を解除できるものとします。その場合、加盟店は、事由の如何を問わず、当社に生じた損害を賠償するものとします。

- ・繰り返し、本特約並びに原規約及び当社が別途定める取扱規則等に基づく当社の要請に従わず、是正を拒絶した時
- ・繰り返し、銀聯カードの取扱いを正当な理由なく拒絶した時

(会員情報保護・端末機管理)

加盟店は、銀聯カードの磁気ストライプに記録された口座番号・暗証番号その他のデータを保存しないものとし、その使用する端末機を保管し、必要に応じた保守を行うものとします。